

業務委託契約書

- 1 業務委託名 再生水設備水槽清掃業務委託（R 7）
- 2 履行場所 那覇浄化センター内
- 3 履行期間 自 令和7年 月 日
至 令和8年3月6日
- 4 業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
- 5 契約保証金 免除（沖縄県財務規則第 101 条第 2 項第 1 号から第 3 号に該当する場合。）

上記の業務委託について、委託者 沖縄県下水道事務所 所長 宮里 政規と、受託者 ●● 代表取締役 ●● ●●とは、次の条項によって、委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、甲乙各自 1 通を保有する。

令和7年 月 日

委託者 住所 沖縄県宜野湾市伊佐 3 丁目 12 番 1 号
名称 沖縄県下水道事務所
氏名 所長 宮里 政規

受託者 住所
名称
氏名

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の設計図書（特記仕様書、図面及び数量書をいう。以下同じ。）に従い、この契約を（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）履行しなければならない。

2 乙は、頭記記載の業務（以下「業務」という。）を頭書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、甲は、頭書記載の業務委託料（以下「業務委託料」という。）を支払うものとする。

3 この契約に関し設計図書に特別の定めがある場合を除き、施工方法等業務目的を完遂するために必要な一切の手段については、乙がその責任において定めるものとする。

(調査職員)

第2条 甲は、この契約の履行に関し調査職員を置いたときは、乙に通知しなければならない。また、変更したときも同様とする。

2 調査職員は、この契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次の権限を有する。

(1) 甲の意図する業務を完了させるための乙又は次条に規定する現場代理人等に対する業務に関する指示

(2) 設計図書に基づく業務の履行方法に関する乙及び現場代理人等の申出又は質問に対する承諾又は回答

(現場代理人及び業務計画書)

第3条 乙は、業務の技術上の管理を行う現場代理人等を定め、甲に通知しなければならない。また、変更したときも同様とする。

2 乙は、業務締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、甲に提出しその承諾を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供することができない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員または暴

力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示したうち、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(業務の調査報告)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の状況について調査し、報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合には、業務委託の内容を変更し、若しくは業務委託を一時中止し、またはこれを打ち切ることができるものとする。この場合において、業務委託料または履行期間を変更する必要がある時は、甲乙協議して書面によりこれを定める。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 業務委託の処理について、第三者に損害を及ぼした時は、乙の負担において賠償する。但し、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、甲が負担する。

(秘密の保持)

第9条 業務委託の処理上知り得た秘密を他人にもらしてはならない。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、当該業務委託を完了したときは、遅滞なく甲に対して仕様書に定める提出書類一式を提出しなければならない。

2 甲は、前項の提出書類一式を受領したときは、直ちに検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり業務委託の補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲による再検査を受けなければならない。

(委託料の支払い方法)

第11条 乙は、前条第2項または第3項の検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払いを請

求することができる。

2 甲は、前項の支払いの請求があったときは、適正な請求を受けた日から 30 日以内に、業務委託料を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な事由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由により期限内に業務委託を完了する見込みがないと明らかに認められたとき。
 - (3) 前各号のほか、契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められたとき。
 - (4) この契約の履行に関し、乙またはその代理人、使用人等に不正行為があったとき。
 - (5) 第 12 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に被害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなど認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合は、乙は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第13条 乙は甲が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 甲が委託料の支払いを遅延し、相当の期間を定めて催告してもなお支払いに応じないとき。
 - (2) 前号のほか、甲がこの契約に違反し、その違反によって、契約の履行が不可能になったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

(違約金等の徴収)

第 14 条 乙がこの契約に基づく違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、乙からその遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項

の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(その他)

第 15 条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項は、関係法令によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。